

免許更新申請書

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を
更新しようとする方

申請書裏面については
15ページ参照。

- ⑮ 更新する免許証の免許証番号を記入して下さい。

[illegible]

② 特別ボイラー溶接士免許は13、普通ボイラー溶接士免許は14と記載してください。

写真は次のものを1枚貼って下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
- ・上三分身（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
 - ・サンガラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされていものや不鮮明なもの）
 - ・変色や傷があるもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- 詳しくは、P26 を参照して下さい。

住所地以外（勤務先など）に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。

送付先の記入例

(会社の場合)

 $\text{H}-\text{C}\equiv\text{C}-\text{C}\equiv\text{C}-\text{C}\equiv\text{C}-\text{C}\equiv\text{C}-\text{C}\equiv\text{C}-\text{H}$

東京都千代田区〇〇[1]-[1]-[1]

00(株)安全衛生課 気付

(実家の場合)

東京都文京区〇〇1-1-1 〇〇様方

なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が印字されます。免許申請者以外の方が受取人になることはできません。

現在お持ちの免許証の有効期間を記入して下さい。
※有効期間を経過している場合、更新申請は出来ません。期限満了前に申請してください。
申請は、有効期限満了日の1か月前から受け付けます。

記入しないで下さい。

千葉 労働局長殿
令和 2 年 4 月 1 日

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30参照)

○申請書類記入等チェックリスト

更 新

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備 考
チェック欄	添付書類	
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ ☐	免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証明する書面	詳しくは、18ページを参照して下さい。
④ ☐	更新する免許証（原本）	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
⑤ ☐	本人確認証明書（17、28 ページ参照）	◎住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ◎旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

※免許を紛失している場合は、再交付の手続も必要です（7～8ページ参照）。免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。

※氏名を変更した場合は、書替の手続も必要です（11～12ページ参照）。免許更新申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。

※申請は、有効期間満了日の1か月前から受け付けます。